

平成28年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の

審議の経過等について(案)

平成29年 月 日
著作物等の適切な保護と
利用・流通に関する小委員会

I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備のため、知的財産推進計画2016（平成28年5月知的財産戦略本部決定）等に応示された検討課題を踏まえつつ、クリエイターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行ってきた。本年度の小委員会における審議の進捗状況については、以下のとおりである。

II 審議の状況**1. 検討の経緯**

前期の小委員会では、今後議論を進める上での論点整理を行った上で、一つ目の論点である「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」を把握するため、録音と録画それぞれの分野についてヒアリング等を行った。今期は、前期のヒアリングを踏まえて、私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状をまとめるとともに、「補償すべき範囲」について議論を行った。

2. 検討の状況**（1）私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状**

「クリエイターへの適切な対価還元に関する主な論点」に挙げられた1つ目の論点である「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」を把握するため、本小委員会では、コンテンツの種類や流通態様の差異に留意しつつ、コンテンツの流通に係る契約実態や技術的動向等についてヒアリングを実施した。これを踏まえ、私的録音に係るクリエイターへの対価還元についての現状及び私的録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状をそれぞれ、以下のとおり整理した。

① 私的録音に係るクリエイターへの対価還元についての現状**ア. 音楽コンテンツの流通の概観**

消費者が音楽コンテンツを入手する主な流通形態として、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの4つがある。

パッケージ販売は、レコード会社が著作権者及び実演家と使用許諾契約を締結し、レコード原盤を制作する。CDショップ等の小売店がレコード会社との販売契約により、商品を仕入れ、その商品を消費者に再販売するという流通モデルになっている。ダウンロード型音楽配信の流通モデルは、音楽配信事業者又はレコード会社が、権利者とそれぞれ使用許諾契約を締結することでダウンロード販売するコンテンツを収集し、消費者がコンテンツをダウンロードする際に課金をして購入代金を得る仕組みとなっている。ストリーミング型音楽配信については、音楽配信事業者又はレコード会社が、著作権者及びレコード会社とそれぞれ使用許諾契約を締結することでストリーミング配信するコンテンツを収集する点は、ダウンロード型音楽配信と同様であるが、消費者がコンテンツの複製物を所有するわけではなく、月額利用料を支払い配信事業者のサービスを利用してコンテンツを視聴することが基本のモデルとなっている。パッケージレンタルの流通モデルは、CDレンタルショップが、著作権者、実演家及びレコード会社とそれぞれ貸与許諾契約を締結し、レンタル商品を仕入れて消費者に貸与し、レンタル料金を得るモデルとなっている。

【音楽コンテンツの市場規模】（日本レコード協会発行「日本のレコード産業 2016」より）

<数量>

CDパッケージ（千枚） 2015 年生産実績		デジタル配信（千回） 2015 年有料音楽配信売上実績	
シングル	55,144	シングルトラックDL*	114,869
アルバム	112,696	アルバムDL	8,437
CD合計	167,839	合計	123,306

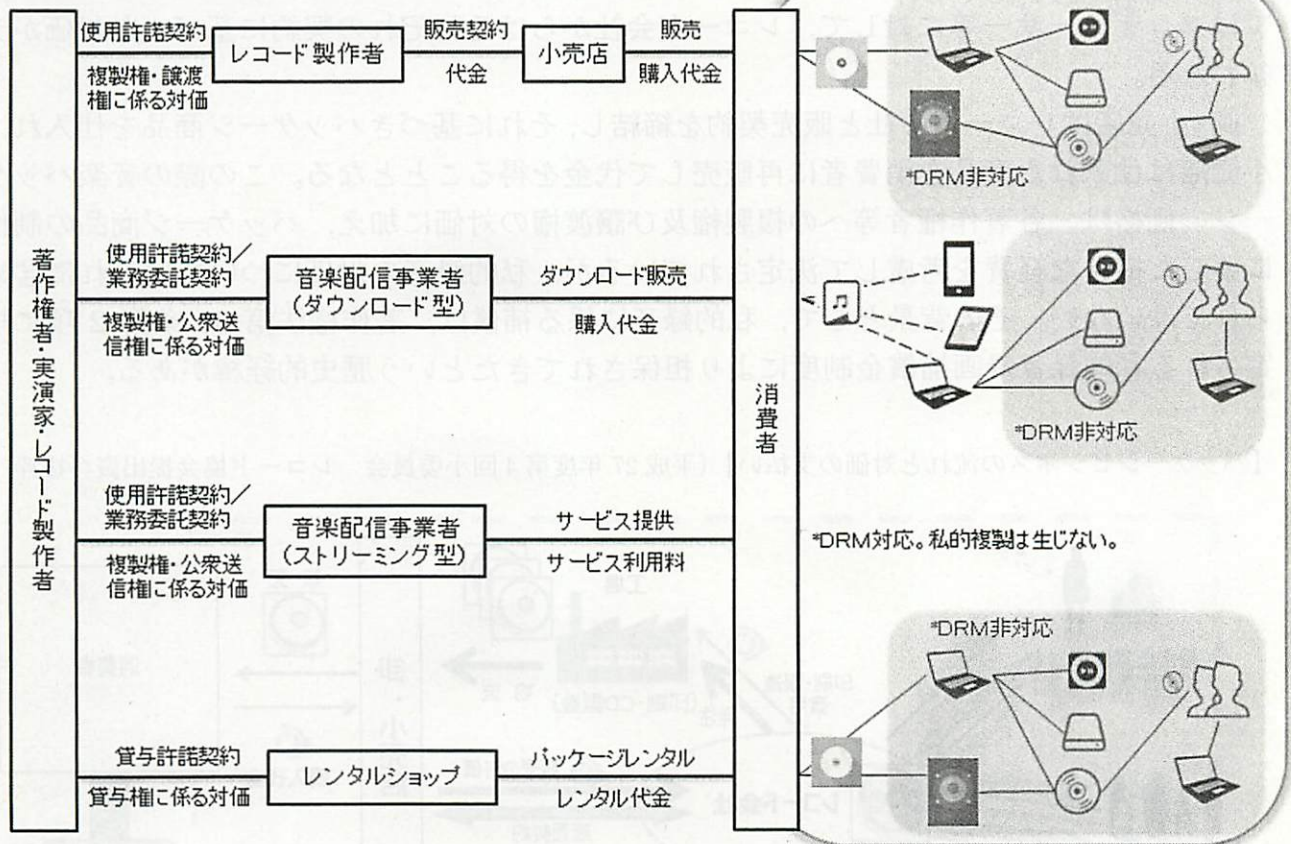
<金額>

CDパッケージ（百万円） 2015 年生産実績		デジタル配信（百万円） 2015 年有料音楽配信売上実績	
シングル	41,688	シングルトラックDL*	18,992
アルバム	138,422	アルバムDL	9,229
—	—	ストリーミング	12,392
CD合計	180,110	合計	40,613

*シングルトラックごとの売上実績であるため、シングルCDとは集計方法が異なる。

また、“着うた”は含まない。

音楽コンテンツの流通



イ. DRM (デジタル著作権管理) 技術

消費者がCDにより楽曲を入手するパッケージ販売やパッケージレンタルについては、消費者が入手した楽曲を複製する場合のDRM技術に対応しておらず、消費者は自由に複製をすることが可能である。ダウンロード型音楽配信についても、現在はDRM技術をかけずに配信しており、消費者は、購入した楽曲を自由に複製することが可能である。

一方で、ストリーミング型音楽配信については、一般的には、複製を防止する措置が講じられており、消費者が私的複製をすることはできない。

ウ. 私的録音に係る対価について

消費者が入手楽曲の複製を行うことが技術的に可能となっているパッケージ販売、ダウンロード型音楽配信及びパッケージレンタルについて、現状、私的録音に係る対価は消費者への提供価格に含められておらず、また、小売店や音楽配信事業者、レンタルショップ等が権利者に支払うライセンス料等にも、私的録音に係る対価は含められていない。

なお、ストリーミング型音楽配信については、前述のとおり、消費者が楽曲の複製を行うことが技術的にできないため、私的録音に係る対価は問題とならない。

エ. 各流通モデルにおける契約実態等

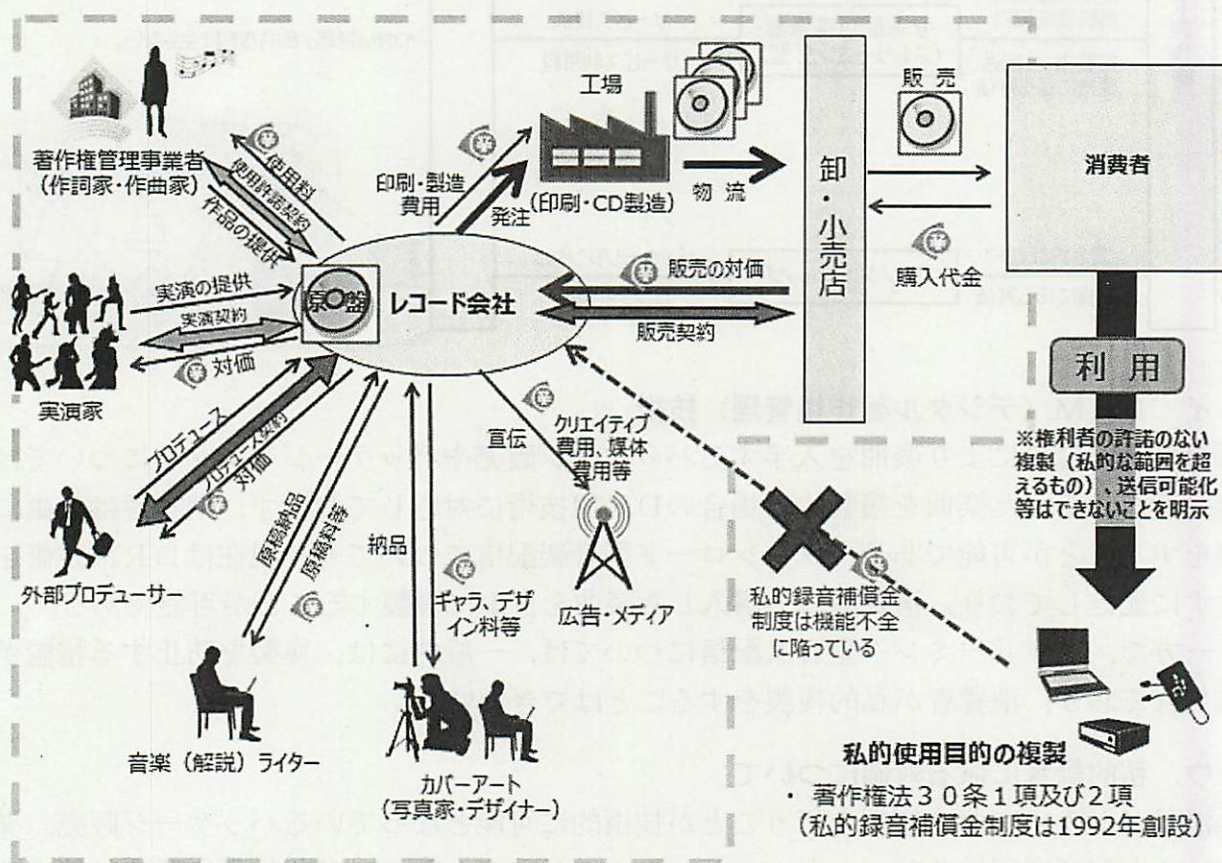
(i) パッケージ販売

音楽パッケージの制作・流通は、一般的には、レコード会社が主体となって行われる。

まず、原盤を制作するため、レコード会社は、音楽の著作権について著作権等管理事業者等と使用許諾契約を締結し、原盤制作に係る作品の複製権及び譲渡権の許諾を受ける。また、実演家とも契約をし、原盤を制作する。著作権等管理事業者等や実演家、場合によってはプロデューサー等に対して、レコード会社からはそれぞれの契約に基づいた対価が支払われる。

卸・小売店はレコード会社と販売契約を締結し、それに基づきパッケージ商品を仕入れ、小売店は仕入れた商品を消費者に再販売して代金を得ることとなる。この際の音楽パッケージの価格は、各著作権者等への複製権及び譲渡権の対価に加え、パッケージ商品の制作に要した様々な経費を考慮して決定されているが、私的録音の対価についてはこれに含まれてはいない。その背景として、私的録音に係る補償は、著作権法第30条第2項に規定される私的録音録画補償金制度により担保されてきたという歴史的経緯がある。

【パッケージビジネスの流れと対価の支払い】（平成27年度第4回小委員会 レコード協会提出資料抜粋）



(ii) ダウンロード型音楽配信

ダウンロード型音楽配信の契約形態は、レコード会社が配信業務を配信事業者へ委託する業務委託契約と配信事業者がレコード会社の許諾を受けて楽曲を配信する原盤使用許諾契約の2種類が主流となっている。業務委託契約の場合には、レコード会社がダウンロード代金を決定し、販売手数料等を配信事業者へ支払うこととなる。また、楽曲の著作権使用料は、レコード会社が著作権等管理事業者等に支払うこととなる。原盤使用許諾契約の場合には、配信事業者がダウンロード代金や配信態様を決定し、契約に基づきレコード会社

に使用料を支払う。この場合には、楽曲の著作権使用料は配信事業者が支払うこととなる¹。

配信事業者の多くは、かつては1課金1ダウンロードでDRM技術をかけてサービスを提供していたが、現在は、消費者の利便性向上のため、1課金につき複数台のデバイスでダウンロードが行えるサービス（マルチデバイス・ダウンロード）を提供している。また、ダウンロードした楽曲にはDRM技術が施されていないため、消費者は自由に私的複製を行えることとなっている。

権利者から配信事業者に対する許諾の範囲は、事業者の行う複製、公衆送信、消費者が楽曲をダウンロードする際に生じる複製である。これに対し、ダウンロード後に生じる消費者の私的録音は私的複製に該当するとして契約には含まれていない。

なお、1課金1ダウンロードを実施していた時期の1曲あたりの価格と、DRM技術を解除しマルチデバイス・ダウンロードを実施している現在の1曲あたりの価格を比較すると、現在の価格の方が低い。

(iii) ストリーミング型音楽配信

ストリーミング型音楽配信についても、ダウンロード型音楽配信と同様に、業務委託契約と原盤使用許諾契約の2種類が主流となっている。

ストリーミング型音楽配信については、DRM保護技術ではなく、データ伝送経路に暗号をかけることで、データが複製されないようなセキュリティ技術が実装されている。

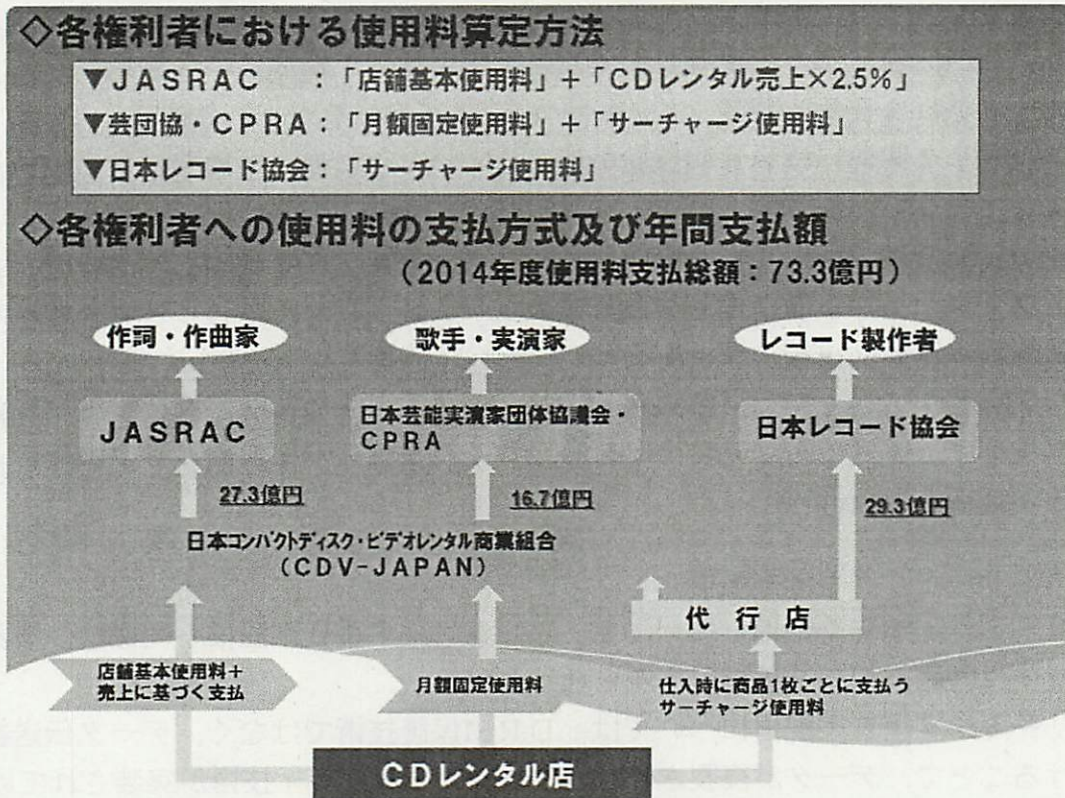
また、多くのストリーミング型音楽配信サービスにおいては、1課金につき1IDを発行し、IDとパスワードが認証されればサービスを享受できる仕組みとなっており、結果として、異時に複数デバイスでのサービス利用が可能となっている。

(iv) パッケージレンタル

パッケージレンタルについては、CDレンタル店が、著作権、実演家の権利、レコード会社の権利について、それぞれ著作権等管理事業者から貸与に係る許諾を得てサービスを実施している。著作権については、店舗基本使用料に売上に基づき算出した使用料を加えた額がJASRACに支払われており、実演家の権利については、店舗ごとの月額固定使用料及びCDの仕入れ時に1枚ごとに上乗せされた使用料が芸団協に支払われている。また、レコード製作者の権利については、CDの仕入れ時に1枚ごとに使用料が上乗せして徴収されており、レコード協会に支払われている。

権利者からレンタル店に対する許諾の範囲は、貸与権のみであり、レンタルCDを消費者が複製する行為は私的複製に該当するため、使用許諾契約の範囲外である。

¹ ダウンロードに係る著作権使用料について、一部の管理事業者において、DRM技術を施す場合の使用料率を低く設定している場合がある。これは、配信事業者がDRM技術を施すにあたってのコストを負担していることに鑑み、一定の控除を設けるという趣旨によるものと説明されている。



② 私的録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状

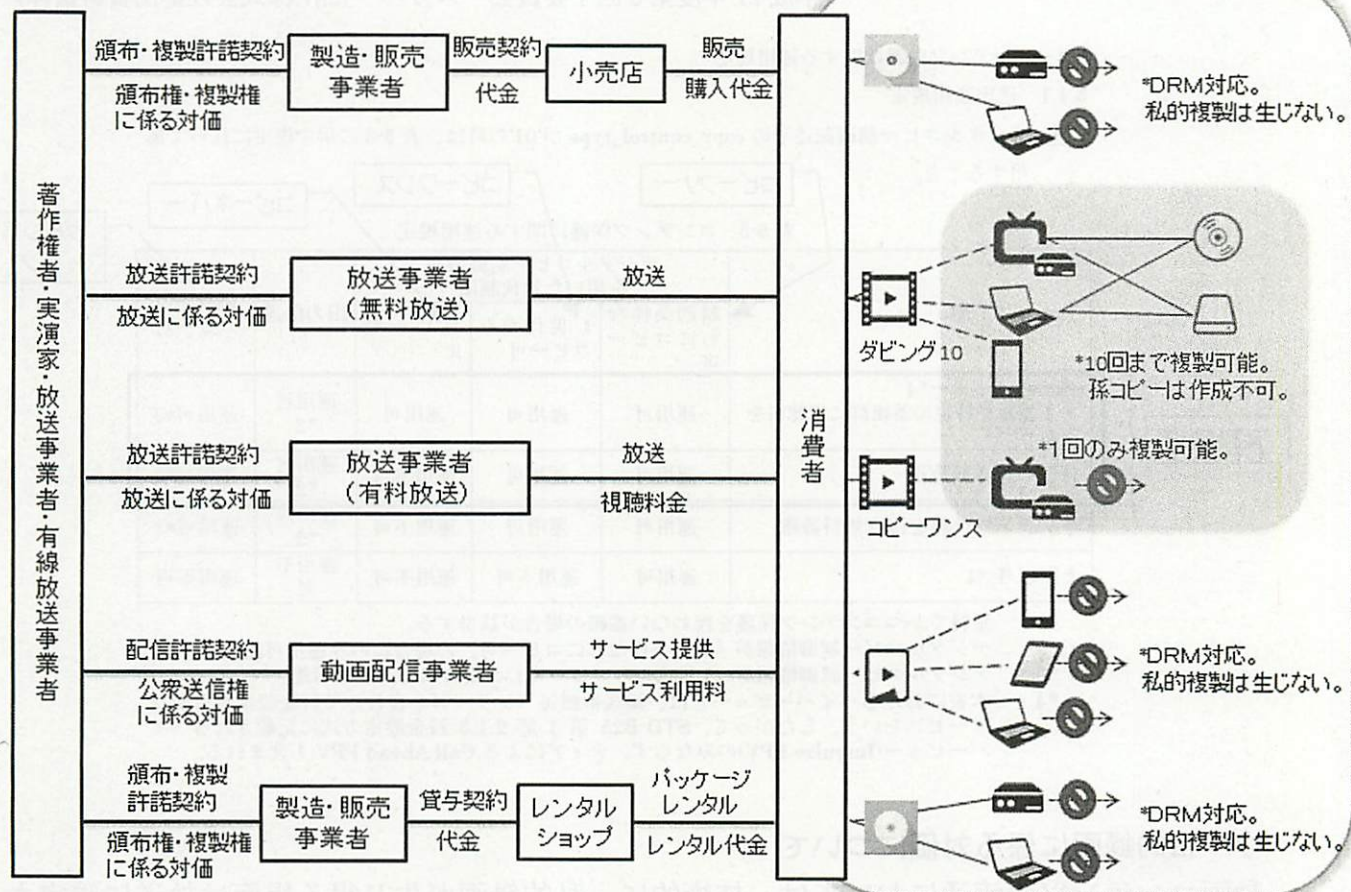
ア. 動画コンテンツの流通の概観

消費者が動画コンテンツを入手する主な流通形態として、パッケージ販売、無料放送、有料放送、動画配信及びパッケージレンタルの5つがある。

パッケージ販売については、DVD等のパッケージの製造・販売事業者が権利者の許諾を得てパッケージを製作し、これを小売店が消費者に販売する流通モデルとなっている。無料放送及び有料放送については、放送事業者が著作権者等から放送の許諾を得て動画コンテンツを自社制作するなどして、消費者に対し無料又は有料で放送する。動画配信は、配信事業者が配信許諾契約を映画製作者等と締結し、多くの場合有料で消費者に対して動画コンテンツを配信するモデルとなっている。パッケージレンタルは、DVD等のパッケージの製造・販売事業者が権利者の許諾を得てパッケージを製作してレンタルショップにこれを貸与し、レンタルショップが消費者にレンタルするモデルである。

動画コンテンツのうち、特に商業用映画については、映画館等での興行後、5タイプの流通モデルにおいて二次利用を行うことで、投下資本を回収し収益の最大化を図るという特徴を有しており、それぞれの流通モデルにおいて複製をコントロールすることによりビジネス上の利益を確保するという要請が強い。

動画コンテンツの流通



イ. DRM技術

動画コンテンツについては、放送による流通モデルを除いては、DRM技術により消費者が私的複製を行うことを禁止する措置がとられている場合がほとんどである。放送におけるDRM技術は関係者により取り決められたARIB TR-B15「BS/広帯域CSデジタル放送運用規定」（下表参照）に従い導入されており無料放送の場合と有料放送の場合とで異なる。無料放送については、孫コピーを禁止し複製の回数を10回までに限定する、ダビング10のルールが採用されている。一方、有料放送については、一般的には、複製の回数を1回に限定するコピーワンスのルールが採用されている（ペーパービューについては、コピーネバーのルールを採用する場合もある）。

5.4 コンテンツ保護に関する運用規定

5.4.1 送出運用規定

- デジタルコピー制御記述子の copy_control_type が「01」の時は、表 5-3 に示す規定に従って運用すること。

表 5-3 コンテンツ保護に関する運用規定

サービス形態	デジタルコピー制御情報を用いた世代制限			出力保護	個数制限 コピー可
	制約条件なしにコピー可	1 世代のみコピー可	コピー禁止		
有料放送					
ペイパービュー*4 ・ 1 番組や特定の番組群に視聴料を支払う	運用可	運用可	運用可	運用可*2	運用可*3
月極め等有料放送	運用可	運用可	運用不可	運用可*2	運用可*3
コンテンツ保護を伴う無料番組	運用可	運用可	運用不可	運用可*2	運用可*3
上記以外 *1	運用可	運用不可	運用不可	運用不可	運用不可

*1: 無料でかつコンテンツ保護を伴わない番組の場合が該当する。
 *2: デジタルコピー制御情報が「制約条件なしにコピー可」の場合にのみ運用可能。
 *3: デジタルコピー制御情報が「1 世代のみコピー可」の場合にのみ運用可能。
 *4: 本表におけるペイパービューとは、編成番組毎（シリーズを含む）で料金設定が可能なサービスをいう。したがって、STD-B25 第 1 部 2.1.3 料金設定方式に記載されるペイパービュー(Impulse PPV)のみならず、ティアによる Call Ahead PPV も含まれる。

ウ. 私的録画に係る対価について

動画コンテンツの流通においては、技術的に、私的録画が生じ得る場面は放送に限定されている。そのため、無料又は有料放送以外の 3 モデルにおいては、私的録画が行われることはなく、私的録画に係る対価は問題とならない。放送においては、上述のとおり、無料放送でダビング 10 が、有料放送でコピーワンスが採用されることが一般的であるが、放送事業者から権利者に支払われる対価は放送に係る対価であり、消費者の行う私的録画に係る対価は含まれていない。

エ. 各流通モデルにおける契約実態等

(i) パッケージ販売

パッケージ販売の場合、DVD 等のパッケージの製造・販売会社は、映画製作者等と頒布・複製許諾契約を締結した上で、パッケージ小売店と販売契約を締結して、小売店に販売をする。消費者がパッケージを購入する代金は、製造・販売会社が権利者に支払う使用料を含めた対価として設定される。

(ii) 無料放送

無料放送においては、放送事業者は、著作者や実演家、レコード会社、映画製作者等から放送の許諾を得て使用料等を支払う。無料放送の場合は、消費者が視聴に際しての対価を支払うことはなく、放送事業者は広告収入により放送事業を行っていることから、権利者への対価の支払いは、広告収入を基に行われることとなる。放送事業者が権利者から得る使用許諾の範囲は、消費者の行う録画行為の対価は含まれていない。

(iii) 有料放送

有料放送についても、無料放送の場合と同様に、放送事業者は権利者と放送許諾契約等を締結し²、放送に係る対価として権利者に使用料を支払っている。無料放送と異なる点は、消費者から直接、放送に係る対価を徴収している点である。

(iv) 動画配信

動画配信は、動画配信事業者が権利者と配信許諾契約を締結し、公衆送信に係る対価を権利者に支払う。動画配信事業者は、消費者から配信に係る対価を収受するか、無料動画配信の場合には広告収入を得ている。配信される動画コンテンツにはDRM技術が施されており、多くの場合、複製を行うことは禁止されているため、私的録画に係る対価は問題とならない³。

動画配信には、ユーザーが視聴権を購入するセル形式のモデル(E S T)、視聴期間が限定されたレンタル形式のモデル(T V O D)、期間内定額の複数コンテンツ見放題モデル(S V O D)、広告付帯形式の無料配信モデル(A V O D)の4つの分類があると言われている。

商業用映画の収入として大きいモデルはE S Tモデルである。E S Tモデルにおいて消費者が動画コンテンツを視聴する方法は2種類あり、動画コンテンツをダウンロードしデバイスに保存した上で視聴する方法と、ダウンロードとストリーミングを併用し、通信環境が良好な場合はストリーミングで視聴し、通信環境の悪い場所ではダウンロードデータを視聴するという方法である。ダウンロード形式の場合には、ダウンロードした動画コンテンツが複製できないようDRM技術が施されている。ストリーミング形式の場合には、公衆送信されるデータを複製できないようDRM技術が施されている。いずれの視聴形式も共通して、視聴者にI Dを発行し、認証されたデバイスでなければ視聴できない仕組みを採用するサービスが標準となっている。

また、近年成長著しいモデルがS V O Dモデルであるが、S V O Dモデルにおいても、ストリーミングの際に送信データを複製できないようDRM技術が施されていることから、私的録画に係る対価は問題とならない。

(v) パッケージレンタル

パッケージレンタルについては、DVD等のパッケージの製造・販売事業者は、映画製作者等と頒布・複製許諾契約を締結し、レンタルショップは製造・販売事業者と貸与契約を締結して、レンタルショップが消費者にDVD等のパッケージをレンタルする。製造・販売事業者とレンタルショップ、レンタルショップと消費者の間でそれぞれ行われるパッケージのレンタルについては、映画製作者等と製造・販売事業者の間の契約で処理されている。消費者がパッケージのレンタルを受ける代金は、レンタルショップ及び製造・販売会社を通じて権利者に支払う使用料を含めた対価として設定される。

² 有料放送番組について、映画作品を提供するか否かを判断するにあたって、DRM技術によるコピー制限の程度が判断要素の一つになる場合がある。

³ 一部のサービスにおいて、ダウンロードした動画を特定のメディアにムーブできる機能を持つものがある(いわゆるコピーができるわけではない)。この場合には作品を提供するか否かを判断するにあたって、DRM技術によるコピー制限の程度が判断要素の一つとなりうる。

(2) 補償すべき範囲

【第5回小委員会の議論を踏まえて追記】

Ⅲ おわりに

今期の小委員会では、上記のように、クリエイターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行った。今後は、補償すべき範囲についての議論を踏まえ、補償すべき範囲に整理された私的録音に係る対価還元の手段について議論を行うことが必要である。また、私的録画についても、補償すべき範囲についての議論を深めるとともに、必要に応じて対価還元の手段についての議論を行うことが求められる。

IV 開催状況

第1回 平成28年6月6日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状について意見交換）

第2回 平成28年8月24日

クリエイターへの適切な対価還元について（補償すべき範囲について意見交換）

第3回 平成28年9月16日

クリエイターへの適切な対価還元について（補償すべき範囲について論点整理、意見交換）

第4回 平成28年12月21日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に係る補償すべき範囲について論点整理、意見交換）

第5回 平成29年2月28日

- ① クリエイターへの適切な対価還元について（私的録画に係る補償すべき範囲について論点まとめ）
- ② 平成28年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

V 委員名簿

	浅 石 道 夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事（当時）（～H28. 7. 25）
	今 子 さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
	岩 本 太 郎	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部主査（H28. 7. 26～）
	大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥 邨 弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華 頂 尚 隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河 村 真紀子	主婦連合会事務局長
	岸 博 幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	楠 本 靖	一般社団法人日本レコード協会著作権・契約部部長
	小 寺 信 良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
	榊 原 美 紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
	笹 尾 光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員（当時）（～H28. 7. 25）
	椎 名 和 夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
主査代理	末 吉 互	弁護士
	杉 本 誠 司	株式会社ドワンゴ
	世 古 和 博	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事（H28. 7. 26～）
	龍 村 全	弁護士
主査	土 肥 一 史	一橋大学名誉教授
	松 田 政 行	弁護士
	松 本 悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
	丸 橋 透	ニフティ株式会社理事・法務部長

（以上 19 名）

参考資料 1

クリエイターへの適切な対価還元に関する主な論点

平成 27 年 11 月

本小委員会において示されたクリエイターへの適切な対価還元に関する主な意見を基に、以下のとおり、今後の議論における主な論点を整理する。ただし、今後の議論の状況に応じ、論点は適宜修正されうるものである。

1. 私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状

クリエイターへの適切な対価還元が必要であることについて異論はないものの、現状において、クリエイターへの対価還元が行われていない範囲があるのか否か、すなわち、いわゆる市場の失敗が生じているか否かについての検討が必要である。そのため、当該検討に先立ち、まずは、私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状について、コンテンツの流通に係る契約実態や技術的動向を踏まえ、コンテンツの種類や流通態様の差等にも留意しつつ把握することが求められる。

2. 補償すべき範囲

1. で把握された現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれはどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

3. 対価還元の手段

2. で補償すべきとされた範囲について、どのような手段で対価還元を行うことが適切か検討を行う。その際、対価還元の担い手、対価還元を機能させるシステム設計、対価の分配方法等について検討が必要。

(以上)

「補償すべき範囲」についての検討

平成 29 年 2 月

1. 議論の対象となる流通形態

本小委員会において整理された、今後の議論における主な論点のうち、論点 2「補償すべき範囲」の議論が必要な流通形態は以下のとおり。

2. 補償すべき範囲

1. (私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状)で把握された現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれはどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

【音楽コンテンツ】

- ①パッケージを購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ②ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ③パッケージをレンタルした消費者が行う私的録音について、補償が必要か

【動画コンテンツ】

- ①消費者が行う無料放送番組の私的録画について、補償が必要か
- ②消費者が行う有料放送番組の私的録画について、補償が必要か

2. 音楽コンテンツ

(1) すべての流通形態に共通する論点例

① 補償についての基本的考え方

【主な意見】

- ◇ 権利制限によって権利者にどのような不利益が生じているかということが補償の要否を左右するのではなく、権利制限が導入されている場合には、基本的には補償の必要性があるのだという前提で、議論を進めるべきである。
- ◇ 個々の私的複製が微々たるもので権利者のビジネス上の不利益に直接結びつくものではなくとも、それらの複製が累積することによって総体的に大量の複製が行われていれば⁴、権利者に不利益が生じていると考えられ、補償が必要である。
- ◇ 購入した音楽を複製して様々なデバイスで視聴するという時代の変化に伴って複

⁴ 「私的録音録画に関する実態調査」(野村総合研究所実施)の結果を踏まえ、平成 26 年度第 3 回本小委員会における委員提出資料においては、国民全体(15-69 歳)の 1 年間の音楽 CD からの録音回数は約 58 億曲分と試算されている。

- 製数が増えることは当然であり、それをもって不利益というのは納得できない。
- ✧ 権利者に生じている不利益について具体的な説明がなされておらず、単に不利益を主張するだけでは立法事実を欠くのではないか。
 - ✧ 補償が必要な理由について、権利者に損害があるからなのか、権利制限により利益を得ている者がいるからなのか、そもそも権利者が得ている対価に問題があるからなのか、という点を混在して議論すべきではない。
 - ✧ 権利者側の不利益とは私的録音録画により行われる複製それ自体である。社会的に大量に複製が行われているということを確認し、諸外国の状況を踏まえた上で、権利者に実質的な不利益が生じているとして私的録音録画補償金制度が立法された。当時から私的複製の量が減じているとは考えられない。
 - ✧ 第30条第1項により複製権が制限されている以上は、法的に不利益がないとは言えない。法制度について議論をするにあたっては、ビジネスモデルや経済的な不利益ではなく、法的な不利益を前提として議論をすべき。
 - ✧ 補償というのは、権利者に生じている不利益を補うために行うものであり、補償が必要となる不利益には、権利制限や市場の失敗ゆえに生じている不利益が対象になりうる。補償の可否を判断する上で、産業間の利益再分配をその直接の理由とするのは不適切である。
 - ✧ 第30条第1項の権利制限がなければ起こり得ないであろう事柄をすべて対象にして補償の必要性を考えるというアプローチは不適切であり、私的複製による直接的な影響を考慮して補償の必要性を検討すべきである。
 - ✧ 現行の私的録音録画補償金制度は、比較法的にみて射程の広い第30条第1項の権利制限規定を設ける反面、それにより生ずべき権利者の不利益を補償金でまかなうという形でバランスをとっている。補償の範囲を狭めることにより権利制限の範囲も狭まるという結果は、権利者にとっても利用者にとっても望ましくないのではないか。私的複製の自由度を引き続き確保するのであれば、権利者への補償制度を導入する必要がある。
 - ✧ 私的複製がある以上不利益があるということもできると思うが、不利益があればその全てを補償しなければいけないというものでもない。私的複製は権利者の不利益に直結するものではなく、私的複製の趣旨や性質を考慮した上で、どの程度の私的複製までは補償の必要がなく、どの程度の私的複製から補償の必要がある、といった閾値の議論が必要ではないか。最終的にどのような補償スキームを構築するかという点とは別に検討すべき。
 - ✧ 個々の私的複製の態様に応じて補償の可否を議論することは必要であるが、最終的には、総体としてクリエイターにきちんと対価が還元されているか否かを判断する必要がある。
 - ✧ 私的複製の量を総体として捉えて大量にあるという側面と、個々の利用者レベルでは大量の私的複製が行われているわけではないという側面はいずれも事実であり、視点が異なるだけである。制度を構築する上では、一般国民の理解が必要となることから、このギャップをどう説明できるのかが重要となる。
 - ✧ 私的複製の制約を緩和し、消費者の利便性を高めることによって権利者もビジネス

を行ってきたのであり、私的複製による不利益が権利者に生じているとは考えられない。また、補償の必要性を権利者の不利益の有無に基づいて判断するのであれば、私的複製が制約されることに伴う消費者の不利益も考慮されるべきである。

- ② 自身が購入した音楽コンテンツを複数のデバイスで視聴するための私的複製について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

【主な意見】

- ◇ いわゆるプレイスシフトについては、当該行為により売上が減少するわけではなく、権利者に不利益が生じるわけではない。
- ◇ 録音行為の目的に関わらず、私的複製は著作物の利用行為である。
- ◇ 複製したコンテンツが視聴されるか否かによって補償の対象となるか否かを定めることは、技術・社会状況から不可能であるとともに、複製をとらえて権利行使の機会を権利者に与えている著作権法の立て付けに齟齬が生じる。
- ◇ そもそも、私的録音録画補償金制度が創設されたのは、デジタル技術の進歩により、家庭内で音質を維持したまま複製を行うことが可能となり、権利者の不利益が従来以上に大きくなるという質的転換があったという立法事実によるものである。自身が購入した音楽をデジタル録音して複数のデバイスで視聴するという行為は、まさに私的録音録画補償金制度の対象とすべきと整理されたものであり、当時と異なる整理が妥当する理由はない。

- ③ 購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ バックアップのために行われる私的録音は、視聴のために行われているわけではなく、当該行為によって権利者に不利益が生じるわけではない。
- ◇ 音楽の場合は、ソフトウェア等とは異なり、バックアップとして私的複製された音楽ライブラリが第30条第1項の範囲内で家族間や友人間で共有されていくという特徴を有しており、共有された音楽にはバックアップとしての性質はもはやないのではないか。
- ◇ 第30条第1項の私的複製の範囲を超えて行われる複製あるいは当該範囲を超えて複製物が譲渡される場合については、違法行為と整理されることから、これらの行為を惹起するからという理由で同項の補償の要否を議論するのは不適切ではないか。
- ◇ 保存すること自体に意味があるわけではなく、バックアップのために行われる私的録音といえども、最終的にはマスターファイルが壊れたりなくなったりした時にバックアップファイルで音楽を聴くために複製をされているのであり、非享受利用とは言いがたいのではないか。
- ◇ 個々の複製について享受・非享受を議論することは現実的ではなく、制度的に両者を分けるということもできないのではないか。
- ◇ 目的がバックアップであれ、複製を行っているのであればそれは著作物等の利用で

あるというのが著作権法の立て付けである。バックアップ目的の複製であっても補償の対象とすべき。

- ④ D R Mがかかっていない状況でコンテンツを提供する場合は、私的複製が行われることを見込んで対価設定がなされているとして、補償の必要はないと考えるか否か。

【主な意見】

- ◇ 私的複製の対価が契約上含まれているか否かではなく、客観的事実に基づいて評価すべき。
- ◇ 対価が還元されていないという主張があるが、長年にわたり状況は変わっていないのであって、このような状況を踏まえた上で価格設定をするのが一般の企業行動である。不利益を放置しているとは考え難く、実際には私的複製の対価を見込んだ契約が行われているのではないか。
- ◇ 私的複製によって不利益が生じているという主張があるが、不利益が生じているのであればなぜ私的複製ができる形式でコンテンツを提供し続けるのか。私的複製を可能とすることで利益が生じるからではないのか。
- ◇ 第 30 条第 1 項の範囲内で行われる私的複製の量を勘案してライセンスをしている権利者も利用者もないと思われる。
- ◇ 我が国に私的録音録画補償金制度が存在する以上、私的複製に係る対価は同制度により徴収されるという前提が存在し、価格に盛り込んでいるとの評価はできない。
- ◇ D R Mがかかっており複製できないというような場合や私的録音の部分について権利処理がされているような場合には補償の対象から除外すべきであるが、D R Mがかかっていない部分について補償の対象から除外するというのはこれと正反対の発想である。

- ⑤ クラウドに私的複製をする場合について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

【主な意見】

- ◇ 複製する媒体が M D や C D という従来の媒体からクラウドというインターネット上の領域に広がったにすぎず、私的複製が行われているという意味では同じである。
- ◇ 本小委員会でも、平成 26 年度に、クラウド上の私的な領域に自らのコンテンツを保存する行為については私的複製にあたると整理しており、これに基づけば、補償すべき範囲に含めるべきである。
- ◇ クラウド上で行われる私的複製は、タイムシフト目的・バックアップ目的であることが多い。

- ⑥ そのほか

- ◇ サブスクリプションサービス等の私的複製を必要としない新たな音楽サービスの提供が増えており、今後は私的複製をせずに音楽を繰り返し楽しめるようになるのではないかと。
- ◇ 日本はいまだ 8 割以上が C D 等のフィジカルの市場となっており、日本の音楽ユーザーの多くは所有欲をもっていると言われている。

- ◇ 現に私的複製が行われている限りにおいては、補償の必要性について考えなければならない。

(2) ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音についての論点例

- ① マルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しているダウンロード型音楽配信について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ 利用者の多くは当該サービスを利用している場合が多く、私的複製を行っている場合は少ないのではないか。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われている。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスの導入後、導入前と比較して1曲あたりの提供価格は低下しており、適切に対価還元が行われているとは言い難く、補償の対象となり得る。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスの導入前に提供価格が低下しているというのは権利者と配信事業者のビジネスの問題であり、コンテンツ提供価格の差を補償すべき範囲に含めることには反対である。
- ◇ コンテンツを購入して最初にダウンロードする部分については、CDを購入することと同一視できることから、補償すべき範囲には含めるべきではない。一方で、それ以降の複製については、CD等からの複製と同じく、補償すべき範囲に含めるべきである。

3. 動画コンテンツ

(1) すべての流通形態に共通する論点例

- ① 放送波を最初に録画する部分について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ 多くの視聴者は、放送番組を同時視聴するのと同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利益は生じない。
- ◇ タイムシフトとは、番組の視聴後に当該番組が消えるものであり、録画物が残存するのであれば、権利者に不利益が生じないとは言い切れない。

- ② 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ 権利者がDRM技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。それができないのであれば、権利者が自由にDRMを選択できる環境を構築すべき。この場合においても、権利者がコピーネバーを選択しないときには補償の必要性がある。
- ◇ 選択肢の多少はあれ、何らかのDRM技術を選択できる以上は、権利者が私的複製

の範囲をコントロールしていると評価すべき。

- ◇ 劇場映画については、劇場放映後の二次利用についてコピーネバーを原則としてビジネスを展開しているが、テレビ番組での放送についてのみ、ダビング10のルールゆえに権利者が私的複製をコントロールできない状況にある。
- ◇ 様々な制度制約や実社会の要請によってDRMが定められているというのが実態であり、権利者の自由意思でDRMを選択できるわけではないのではないか。このような実態や、個人の私的複製の態様を総合考慮して補償が必要な範囲を決めるべきである。

（２）消費者が行う有料放送番組の私的録画についての論点例

- ① コピーネバーの運用が可能となっているペイパービューについて、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ 少なくとも映画については、コピーネバーを運用しているものについて補償を求めるものではない。